

袖ヶ浦市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年11月17日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 篠 原 幸 一

令和4年度決算審査の結果（令和5年8月21日付け）に対する措置

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項の規定では、事業者は、事業活動に伴って生じた産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者（以下「産廃許可業者」という。）にそれぞれ委託しなければならないとされている。</p> <p>また、同法施行令第6条の2第4号では、委託契約は書面により行うこととされ、契約書に運搬の最終目的地の所在地、処分の方法等を記載すること及び処理業者の許可証の写しを添付することが義務付けられている。</p> <p>しかしながら、一部の産業廃棄物処理委託において、次のような事例が認められた。</p> <p>(1) 30万円未満であることを理由として、袖ヶ浦市財務規則第142条第1項第1号及び同条第2項の規定により、契約書の作成を省略し請書を徴していたもの。</p> <p>(2) 契約書に法令に定められた事項が記載されておらず、処理業者の許可証の写しが添付されていなかったもの。</p> <p>(3) 処分業の許可を持つ産廃許可業者に処分を委託しなければならないところ、収集運搬業の許可のみを持つ産廃許可業者に処分を含め委託していたもの。</p>	<p>市が排出する事業系ごみの処理について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則った契約等の事務を行わなければならないところ、法令に定められた契約手続き等の確認が不足していたことにより、適切でない事務処理を行った。</p> <p>今回の指摘を受けたのち、再発防止のため、部署内で当該法令及び事務処理手順の確認を行い情報共有を図った。</p> <p>今後、法令等の徹底した確認を行ない適切な事務執行に努める。</p>